

「フリーマーケット」あきる野環境フェスティバル2024 フリーマーケット出店者募集

- ▽日時 5月11日(土) 午前10時～午後3時(雨天実施)
- ▽場所 都立秋留台公園
- ▽応募資格 市内在住の個人・グループなどで、販売を生業としていない方(中学生以下の方が出店する場合は、保護者同伴)
- ▽出品物 リサイクル品と手作り品(営業用の商品、食料品、動植物、成人向け雑誌、その他法律で禁止されている物などの販売は禁止)
- ▽募集区画数(予定) 60区画(抽選)
- ▽出店料 千円
- ※今回から出店料の受付は振込のみとします。
- ▽申込み方法
 - 電子申請の場合: 3月28日(木)までに申し込んでください。
 - はがきの場合: 3月28日(木)(必着)までに、往復はがきに「あきる野環境フェスティバル2024フリーマーケット」ト出店希望、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話番号(連絡のとれる番号)、販売品の種類を記入の上、送付してください(返信用表面にも必ず返信先を記入してください)。

国民年金・国民健康保険の 手続きをお忘れなく

4月は、就職や退職に伴う異動手続きが多い時期です。国民年金や国民健康保険の手続きが必要になる場合がありますので、確認をお願いします。

国民年金からのお知らせ

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金保険に加入している方を除く)。会社などを退職したときは、国民年金への加入手続きが必要です。また退職した方に扶養されていた配偶者も手続きが必要です。

※保険料の納付が困難な場合は、退職(失業)特例による免除制度をご利用ください。

▽持ち物 退職日が確認できる書類、マイナンバーカード(お持ちでない方は運転免許証などの本人確認ができる書類)、年金手帳か基礎年金番号通知書

※別世帯の方が届出をする場合は、委任状

※保険料免除を申請する方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令(いずれもコピー)

▽届出・問合せ 保険年金課国民健康保険係 五日市出張所市民総合窓口係(届出のみ)

▽申請・問合せ 保険年金課年金係(申請のみ)

●青梅年金事務所 ☎042-8-30-3410

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の加入・脱退や住所が変わったときなどは、届出が必要です。変更の日から14日以内に届出してください。別世帯の方が届出をする際は、委任状が必要です。

▽内容 表1のとおり

▽郵送でも手続きができます 職場の健康保険をやめたときや職場の健康保険に加入したとき等の届出は、郵送でも手続きできます。詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▽届出・問合せ 保険年金課国民健康保険係 五日市出張所市民総合窓口係(届出のみ)

手続きはお済みですか

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。老齢・障害・遺族基礎年金を受けている方のうち、令和5年度(令和4年分)の所得が低下したこと、新たに支給対象となる方には、昨年9月に日本年金機構から、請求手続の案内が送付されています。「年金生活者支援給付金請求書」を提出していただければ、早めに手続きしていただけます。

年金生活者支援給付金

「年金手帳」を紛失された方には「基礎年金番号通知書」を発行します

令和4年4月から、「年金手帳」は「基礎年金番号通知書」に切り替わりました。「年金手帳」を紛失された方は、「基礎年金番号通知書」の交付申請ができますので、希望する場合は、お問い合わせください。

年金を受給している方は、「年金証書」が「基礎年金番号通知書」の代わりとなりますので、申請は必要ありません。

※「年金手帳」は、引き続き、「基礎年金番号を確認する書類」として利用できるため、大切に保管してください。

▽持ち物 マイナンバーカード(お持ちでない方は、運転免許証などの本人確認書類)

▽申請・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所 ☎0428-30-3410

年金生活者支援給付金

は、同じ世帯に市・都民税が課税されている世帯員がいると支給されませんが、家族の死亡・住所変更・世帯分離などで世帯全員が非課税になり、支給要件を満たすようになった場合は、請求手続をすると、給付金が支給されます。年金証書と本人確認書類(運転免許証等)を準備の上、お問い合わせください。

▽支給要件(老齢年金生活者支援給付金)

- 65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- 前年の公的年金等の収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下
- 同一世帯の全員が市・都民税非課税であること
- 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金の支給要件は異なります。

▽支給開始 請求手続をした月の翌月分から

支給要件を満たせば 年度途中で 請求できます

「老齢年金生活者支援給付金」

特別児童扶養手当額と 児童扶養手当額の改定



特別児童扶養手当(20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している方が対象)と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母か父などが対象)の手当額が2023年の物価変動率(1.3・2割)に基づき、令和6年4月分から表2、表3のとおり変更になります。

▽問合せ 子ども政策課子ども政策係

表2 特別児童扶養手当額(月額)

区分	3月分まで	4月分から
特別児童扶養手当1級	53,700円	55,350円
特別児童扶養手当2級	35,760円	36,860円

表3 児童扶養手当額(月額)

区分	3月分まで	4月分から
全部支給	44,140円	45,500円
一部支給	44,130円~10,410円	45,490円~10,740円
第2子加算	全部支給	10,420円
	一部支給	10,410円~5,210円
第3子以降加算	全部支給	6,250円
	一部支給	6,240円~3,130円

令和6年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と 固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有している方に課税されます。

課税の内容について他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の縦覧ができます。

※固定資産税・都市計画税納税

電子申請



通知書は、5月に発送します。

▽日時 4月1日(月)~5月31日(金) 午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

▽場所 課税課

▽縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方

▽閲覧できる方 納税義務者、代理人、借地人、借家人、固定資産の処分をする権利がある一定の方

▽必要書類 マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができるもの(代理人は委任状が必要)

※借地借家人の方は、本人確認のために契約書かその写し、地代や家賃の領収書など

▽問合せ 課税課土地資産係 係・家屋資産係

納税などには便利な口座振替をご利用ください

表1

国民健康保険の届出が必要な場合	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ●職場の健康保険に加入したとき ●被扶養者になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証・職場の健康保険証 ●マイナンバーが分かるもの ●職場の健康保険資格喪失証明書 ●マイナンバーが分かるもの ●本人確認ができる書類(運転免許証など)
<ul style="list-style-type: none"> ●職場の健康保険をやめたとき ●被扶養者から外れたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証 ●マイナンバーが分かるもの ●本人確認ができる書類(運転免許証など)
<ul style="list-style-type: none"> ●他の市町村に転出するとき ●市内転居するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証 ●マイナンバーが分かるもの ●本人確認ができる書類(運転免許証など)